

平成30年度第1回北海道青少年健全育成審議会議社会環境整備部会議事概要

1 日 時：平成30年12月17日（月） 15：00～16：15

2 場 所：北海道庁別館西棟3階 1号会議室

3 出席者：部会委員～河合部会長、原委員、熊谷委員、岩田委員、菅原委員、秋葉委員
事務局～青野青少年担当課長、柴田主幹、成田主幹、大西主査、高嶋主任、合田主事

4 議 事

(1) 報告事項（有害興行の指定について）

- ・事務局より、北海道青少年健全育成条例（以下「条例」という。）第15条及び第54条の規定により、緊急指定をした有害興行について説明があった。
- ・委員から有害興行の上映状況について質問があった。
- ・委員から意見は無かった。

(2) 協議事項（有害図書類の団体指定にかかる基準の確認等について）

- ・事務局より、ゲームソフトの審査を行っている3団体（一般社団法人日本コンテンツ審査センター、一般社団法人コンピュータソフトウェア倫理機構、特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構）の概要、審査基準、審査団体の審査基準と北海道の有害図書類の認定基準の合致性、指定の必要性について説明があった。
- ・委員から各審査団体に関する質問が数点あった。
- ・事務局の説明に委員から異論はなかった。

(3) 諮問（有害図書類指定にかかる諮問について）

- ・事務局より、条例第16条第1項第3号の規定により、諮問書に記載の図書類3件を有害図書類として指定することについて諮問があった。
- ・整理番号1番と2番の図書類に関して、1人の委員からの反対意見を含め、主に次のような意見があった。
 - ア 笑ってしまう内容、もっと酷いものがある。規制すべきものなのかと思う。
 - イ 18歳未満ということを考えると指定する必要がある。
 - ウ 描写が過激すぎる。
 - エ 性的な行為を露骨に表しているところがある。18歳未満の子が見たときに著しく性的感情を刺激すると感じた。
- ・整理番号3番の図書類に関しては、全委員が認定基準に合致しており、指定すべきであるとの意見で一致した。
- ・諮問があった図書類3件を有害図書類と認め、条例に基づき指定するように答申があった。